

埼玉県表彰規則取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、埼玉県表彰規則（平成20年埼玉県規則第64号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2 選考基準

規則第2条各号に定める個人又は団体は、次の基準を満たすものの中から選考するものとする。

1 規則第2条第1号（地方自治功労）

（1）長年、地方自治の発展に貢献し、特に功績顕著で、次の表に掲げる職にあつて基準年数を満たす者

ア 公選職の場合

番号	職 名 (基準職)	基準 年数	基準年数に通算できる職 (換算率)	注意事項
1	市 長 県議会議員	8	町村長 } 8 / 12 市議会議員 町村議会議員 4 / 12	1 基準職の決定については、現職あるいは最終の職によるのではなく、基準年数の有利なもの(番号順)から選ぶこと。 2 基準職が決定したら、通算できる職がある場合は、その在職期間に換算率を乗じ、基準職在職期間に加算すること。
2	町村長 市議会議員	10	町村議会議員 9 / 12	3 議員在職期間中に、議長及び副議長に就任した期間 があるときは、次により計算し当該議員在職期間に加算すること。
3	町村議会議員	12		議長の場合 議長在職期間 × 1 / 1 副議長の場合 副議長在職期間 × 1 / 2

イ 公務員の場合

区分	職名 (基準職)	基準 年数	基準年数に通算できる職 (換算率)	注意事項
1	市の助役 収入役 副市長	2 1	町村の助役 収入役 副町村長 } 1 / 1 市町村の部長 8 / 1 2 (部制をとらない市町村に あつては課長) 市町村吏員、職員 6 / 1 2	1 基準職の職名は相当職を含むこと。 2 在職期間中に公社等に出向した場合の当該期間は、在職期間に加算すること。
2	町村の助役 収入役 副町村長	2 3	市町村の部長 8 / 1 2 (部制をとらない市町村に あつては課長) 市町村吏員、職員 6 / 1 2	

ウ 行政委員会の委員及び行政委員の場合

区 分	職 名 (基準職)	基準 年数	基準年数に通算できる職 (換算率)	注意事項
県	選挙管理委員会 委員 人事委員会委員 監査委員 収用委員会委員	10	市町村の委員 6 / 12	1 在職期間の算定に当たっては委員長又は代表監査委員の在職期間は、それぞれ当該委員の在職期間に加算すること。 2 地方自治法第 252 条の 7 の規定に基づき共同設置された委員会及び委員も対象とすること。
市 町 村	選挙管理委員会 委員 人事委員会委員 公平委員会委員 監査委員 固定資産評価審 査委員会委員	16		

(2) その他地方自治の振興に貢献し、特に功績の著しいもの

2 規則第 2 条第 2 号 (納税功労、統計功労)

(1) 納税又は統計の団体役員 (監事は含めない。以下同じ。) として、その発展に 15 年以上貢献し、功績の著しいもの (特例として、連合会等として各団体を取りまとめる等しており、かつ活動範囲が埼玉県全域である団体については、役員としてその発展に 12 年以上貢献し、特に功績の著しいもの。以下同じ。)

(2) 納税又は統計の団体で 10 年以上にわたり成績優秀なもの

(3) 統計調査員として 18 年以上従事し、成績優秀なもの

(4) その他納税又は統計の推進に貢献し、特に功績の著しいもの

3 規則第 2 条第 3 号 (消防功労、水防功労)

(1) 消防団員又は水防団員として 20 年以上勤務し、成績優秀なもの

(2) 消防職員として 30 年以上勤務し、特に成績優秀なもの

(3) 災害時にあって、その防護若しくは復旧に従事し、功績の著しいもの

(4) その他消防又は水防の業務に貢献し、特に功績の著しいもの

4 規則第 2 条第 4 号 (環境保全功労)

(1) 公害の防止、自然保護、鳥獣保護等を目的とする団体の役員としてその発展に 15 年以

上貢献し、功績の著しいもの

(2) 公害の防止、自然保護、鳥獣保護等を目的とする団体で、設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(3) その他環境の保全に貢献し、特に功績の著しいもの

5 規則第2条第5号（社会福祉功労）

(1) 社会福祉施設の設立若しくは経営に貢献し、又は援助したもので、15年以上におよび功績の著しいもの

(2) 社会福祉関係団体の役員としてその発展に15年以上貢献し、功績の著しいもの

(3) 社会福祉関係団体又は施設で、設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(4) 社会福祉施設の職員として20年以上業務に従事し、成績優秀なもの

(5) 困難な環境又は心身の障害を克服し、立派に更正したもので他の模範となるもの

(6) 生活協同組合事業、同和事業に18年以上従事し、その普及・発展に貢献したもので、功績の著しいもの

(7) 社会保険事業の普及・発展に貢献し、功績の著しいもの

(8) 民生委員・児童委員として18年以上貢献し、功績の著しいもの

(9) 保護司として15年以上貢献し、功績の著しいもの

(10) その他社会福祉の増進に貢献し、特に功績の著しいもの

6 規則第2条第6号（児童・青少年育成功労）

(1) 児童又は青少年の健全育成を目的とする団体の役員として、その発展に15年以上貢献し、功績の著しいもの

(2) 児童又は青少年の健全育成を目的とする団体で、設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(3) 民間にあって、青少年の補導若しくは善導に15年以上貢献し、功績の著しいもの

(4) その他児童又は青少年の健全育成に貢献し、特に功績の著しいもの

7 規則第2条第7号（交通安全功労、防犯功労、警察功労）

(1) 交通安全又は防犯を目的とする団体の役員としてその発展に15年以上貢献し、功績の著しいもの

(2) 交通安全又は防犯を目的とする団体で、設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(3) 交通安全指導員等として20年以上交通安全の保持に貢献し、功績の著しいもの

(4) 警察職員として30年以上勤続し、特に成績優秀なもの

(5) 公安委員会委員として10年以上在職し、功績の著しいもの（ただし、委員長歴は当該委員在職期間に加算すること。）

(6) 警察嘱託医として、警察活動に20年以上貢献し、功績の著しいもの

(7) その他交通安全、治安維持等に貢献し、特に功績の著しいもの

8 規則第2条第8号（保健衛生功労）

(1) 医療施設の設立若しくは経営に貢献し、又は援助したもので、15年以上におよび功績の著しいもの

(2) 保健衛生関係団体の役員としてその発展に15年以上貢献し、功績の著しいもの

(3) 保健衛生関係団体で設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(4) 医師、保健師、看護師、助産師等で疾病の予防、又は治療につとめ、保健衛生の向上に20

年以上貢献し、功績の著しいもの

(5) 市町村又は学校の嘱託医として、保健衛生の向上に20年以上貢献し、功績の著しいもの

(6) 保健衛生に関係ある企業にあつて、30年以上保健衛生の向上に貢献し、功績の著しいもの

(7) その他保健衛生の改善向上に貢献し、特に功績の著しいもの

9 規則第2条第9号（産業功労）

(1) 農林水産業、商工業、建設業等の産業団体の役員として、その発展に15年以上貢献し、功績の著しいもの

(2) 農林水産業、商工業、建設業等の産業団体で、設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(3) 農林水産業、商工業、建設業等の産業に従事し、有益な発明、考案、業務改善、技術開発等を行い、功績の著しいもの

(4) 農林水産業、商工業、建設業等の産業において、危険性の高い職域又は人が従事することを好まない職域にあつて、30年以上業務に精励し、功績の著しいもの

(5) 農業委員会委員として、16年以上在職し、功績の著しいもの（ただし、会長歴は当該委員在職期間に加算すること。）

(6) 内水面漁場管理委員会委員として、10年以上在職し、功績の著しいもの（ただし、会長歴は当該委員在職期間に加算すること。）

(7) その他産業の振興に貢献し、特に功績の著しいもの

10 規則第2条第10号（労働功労）

(1) 労働関係団体役員として、労働福祉の増進又は労働関係の安定に15年以上貢献し、功績の著しいもの

(2) 労働関係団体で、設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(3) 労働委員会委員として10年以上在職し、功績の著しいもの（ただし、会長歴は当該委員在職期間に加算すること。）

(4) その他労働福祉の増進又は労働関係の安定に貢献し、特に功績の著しいもの

11 規則第2条第11号（教育功労、文化功労、スポーツ功労）

(1) 教育、文化又はスポーツ関係団体の役員として15年以上貢献し、功績の著しいもの

(2) 教育、文化、又はスポーツ関係団体で設立後10年以上を経過し、功績の著しいもの

(3) 私立学校の経営に15年以上従事し、功績の著しいもの

(4) 学校職員として30年以上勤続し、特に成績優秀なもの

- (5) 長年、教育行政に貢献し、特に功績顕著で、次の表に掲げる職にあつて基準年数を満たすもの

区分	職名 (基準職)	基準 年数	基準年数に通算できる職 (換算率)	注意事項
県	教育委員会委員	10	市町村の委員 6 / 12	在職期間の算定に当たっては、委員長の在職期間は、当該委員の在職期間に加算すること。
市町村	教育委員会委員	16		

- (6) 学芸上の研究、発明、改良、考案、著述等を行い、文化の育成発展に貢献し、功績の著しいもの
- (7) スポーツの競技会等で優秀な成績を収め、郷土の名誉を高揚し、功績の著しいもの
- (8) 各種スポーツの指導者として20年以上貢献し、功績の著しいもの
- (9) その他教育、文化又はスポーツの振興に貢献し、特に功績の著しいもの

12 規則第2条第12号(技能功労)

民間において、同一の企業又は同一の業務に30年以上勤務又は従事し、次のいずれかに該当するもの

- (1) 卓越した技能の確立、保持に功績のあったもの
- (2) 技術の伝承、職業訓練に功績のあったもの

13 規則第2条第13号(人命救助)

身の危険をかえりみず人命を救助したもの

14 規則第2条第14号(善行)

善行が特にすぐれ他の模範となるもの

15 規則第2条第15号(その他)

その他特に表彰に値すると認められるもの

第3 表彰状の様式

規則第7条第1項に定める表彰状の様式は、様式第1号のとおりとする。

第4 表彰の時期

規則第8条に定める毎年一回行う表彰の時期は、原則として、毎年11月14日(県民の日)とする。

ただし、表彰候補者が表彰の時期の前に死亡した場合、本人が内示を受け、表彰を受諾していた場合に限り、生前に遡って表彰するものとする。

第5 推薦(内申)手続

1 市町村長からの推薦

市町村長は、表彰するにふさわしいものがあるときは、功労区分ごとに順位を付し、当該功績に係る事務を所掌する県の主務課を経由して、主務部局長(以下「部局長」という。)に推薦するものとする。

2 部局長からの内申

部局長は、市町村長から推薦のあった表彰候補者及び自ら選んだ表彰候補者を併せて選考

し、功労区分ごとに順位を付し、総務部長に内申するものとする。

3 提出期限及び提出部数

提出書類の提出期限及び提出部数については、その都度通知するものとする。

4 推薦（内申）に当たっての留意事項

（１）次に掲げる者は規則による表彰の候補者から除くものとする。

ア 叙勲受章者（昭和 38 年以前の受章者を除く。）

イ 褒章受章者（紺綬褒章受章者を除く。）

ウ 大臣表彰受賞者（統計大会における大臣表彰受賞者を除く。）

エ 埼玉県表彰規程（昭和 42 年 3 月 3 日告示第 207 号）又は規則に基づく表彰受賞者

オ 原則として過去三年間において当該功績と同一功績によりエ以外の他の表彰規程等に基づき知事表彰を受賞した者

（２）規則第 3 条各号に掲げる事項に該当する場合は、候補者を推薦（内申）しないものとする。

規則第 3 条各号に掲げる事項以外で、候補者の受賞環境について検討を要する場合は、部局長は推薦（内申）前に総務部長に対し、事前協議をするものとする。また、推薦（内申）後に同様の案件が発生した場合は、速やかに協議するものとする。

なお、検討を要する場合とは、次のようなものをいう。

ア 刑事・民事を問わず犯歴等があることが判明しているもの

イ 候補者本人だけでなく、関係する法人・団体に不正事件・不祥事等があるもの

ウ その他、候補者の受賞に関し地域の住民感情等、受賞環境に問題があると思われるもの

（３）（２）の事前協議を受け、当該候補者・団体の受賞環境に問題があると判断した場合、推薦（内申）前の場合は推薦（内申）不可となり、推薦（内申）後の場合は推薦（内申）取り下げの手続きを行うものとする。

（４）選考の段階では、候補者本人等に期待を持たせることは好ましくないもので、秘密の保持には、十分留意するものとする。

（５）選考に当たっては、有名人、特定の団体・地域等に偏ることのないよう、広く候補者を求めるものとする。

第 6 受賞者の決定

知事は、第 5 に定める内申手続により総務部長に推薦された候補者の中から受賞者を決定するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。

2 埼玉県表彰規程取扱要領（昭和 58 年 6 月 30 日総務部長決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。

様式第 1 号

[illegible]

(日本工業規格B列3番)